

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號五第 卷三十五第

月一十年六十和昭

論 叢

普通銀行及特殊銀行の金融統制……………經濟學博士 小島昌太郎

國家資本の諸問題……………經濟學博士 谷口吉彥

江戸時代の經濟機構……………經濟學士 堀江保藏

李悝の平糶法に就いて……………經濟學士 穗積文雄

法幣爲替の補強工作……………經濟學士 徳永清行

時 論

戰時下における水産業……………經濟學博士 蜷川虎三

研 究

古代猶太共同體の形態……………經濟學士 澤崎堅造

說 苑

下請制工業と社會的分業……………經濟學士 田杉競

出產統計に於ける季節的變動……………經濟學士 青盛和雄

附 錄

叢 報

外國雜誌論題

研究

古代猶太共同體の形態

— 古代猶太の共同體 (二) —

澤 崎 堅 造

さきに古代猶太共同體の成立について述べたから、こゝにはその形態について、家族、國家、教團の發展の順序に従つて述べてゆかう。

一 家 族

(一) 家族と個人及び宗族。神ヤーウエとイスラエル族との關係が、大體に於てイスラエル民族に對したものであるとされる。¹⁾ 従て單なる個々人に對して爲されたものでない様に思はれる。併しヤーウエがイスラエルに現れたのは、聖書によれば個々の代表的人物を通してゐることが多い。例へばアブラハム、イサク、ヤコブは勿論、それよりも前の、併し恐らくは後の記述であらうが、アダム、エバにしてもノアにしても、その個々人の人格を通してゐることは明かである。たゞ古代の個人は、常にそれが屬する團體の中に生命的に、内的に聯關してゐることと同時に、秀れたる指導的人物は、殆んど常にその部族の代表者であるから、一層にその關係は密接な筈である。殊に血の復讐とか財産の贖ひとか云ふ風習を持つてゐたことを思へば、單に全體と個人との對照的な外的關係を見たのでは眞の構造はわからないと思ふ。所謂共同體の眞の在方は、内面的にして而も具體的なところにそ

1) 淺野順一氏、「聖書と民族」一〇四頁。cf. J. Hempel; Das Ethos des Alten Testaments, Berlin, 1938, S. 33. W. Eichrodt; Theologie des Alten Testaments, I, Leipzig, 1933, S. 6 f.

の座を占めてゐるものである。²⁾

そこが即ち家族である。家族は血族的・祭祀的・社會的且つ經濟的な單位として、民族の中にあつて實際の單位となつてゐる。併し民族の生成の初期に於ては、即ち第一期の沙漠時代に於ては殊に、家族("bayit" = household)の領域よりも少し廣い、云はゞ宗族("mispadah" = clan)の領域を持つてゐたと思ふ。この宗族は數家族或はそれよりも更に多い家族の綜體である。これが當時の實際生活即ち沙漠に於ける牧畜の生活に對して最も妥當したところである。この宗族の上になほ支族("shebet" = tribe)がある。これが所謂十二支族をなすものであつて、これらによつてイスラエルの民族が形成されたわけである。併し恐らく初期に於ては、この宗族と支族との間の區別は餘りつけられないのではないかと思ふ。後に民族が發展するにつれて、外的には支族となり、同時に内的にはより小さい家族が成立したとも見られるからである。⁴⁾

(二)家族の構成。イスラエルの家族を構成してゐるものは、原理的には三つの關係である。第一は縦に親子の關係、第二は横に夫婦の關係、以上は共に血族的な內的な關係であるが、それに對して外的なものを含む第三の主従の關係がある。

(イ)親子——人の存在は、男としてまた女として相互に横に對する關係から初めらるべきものであるか、または子としてまた親として相互に縦に對する關係から初めらるべきものであるか。イスラエルに就ては、少くとも親子の關係から初めらるべきものと思ふ。それは例へばアダムについて見ても、その存在はエバとの對照的な關係から初められたとも見られるが、併しそれ以前に彼自身の存在は、創る者と創られる者との關係から初められたものであると云はねばならない。またそれ以後の歴史を見ても思想を見ても、親子又は父子の關係といふものが極めて根強いことが知られるのである。

2) 淺野、「舊約神學の諸問題」一七二頁參照。

3) E. B. Cross; The Hebrew Family, Chicago, 1927, p. 58 f.
= シュア記 7: 14.

4) E. Day; The Social Life of the Hebrews, N. Y. 1901, Chap. IV.

祖先を崇拜し、家系・家名を重んじ、嗣子・嗣業を尙ぶ等、縦の關係を重要視したことは確にイスラエルの傳統であつた。「汝の父母を敬へ」⁶⁾とは、モーセ十誡の倫理訓の第一である。父母を誼ふ者は神を汚すものと等しく、死を以て罰せられた。⁶⁾神はイスラエルにとつて父の如く、權威あるものであつた。

親子の關係に於て、父と母と何れがより密接であつたか。この問題については色々議論もあるが、併しイスラエルに於ては、初期は少くとも或る種の母系家族であつたと認められてゐる。⁷⁾それは特に牧畜時代の生活に適したものであらう。例へば天幕の所有、子供の命名の如き、その母によつて行はれたものであらうとは、言語學的な研究からも明かにされてゐる。⁸⁾併し後には殆んど父系家族となつた。それは主として農耕的生活に親しむ様になつてからである。

註 子供の命名について、聖書の示すところによると、¹⁰⁾

文獻	年	代	父命	母命	不明	
J ¹¹⁾	前八五〇—八〇〇	三	二二	四	〇年頃）では母、サムエル後一二・二四（同年頃）	
E ¹²⁾	八〇〇—七五〇	四	一	一	では母、イザヤ書七・一四（前七五〇年—七〇〇年）	
D ¹³⁾	六五〇	一	一	一	年）でも母、歴代史略上四・九、七・一六、七・二三	
P ¹⁴⁾	五七〇—四〇〇	四	一	一	三（前四〇〇年）で父の命名が出てゐると。	

次に親子の關係は、大體に於て男系の者が尙ばれたこと、長子が特に重んぜられたこと、を示さなければならぬ。母系家族の時代に於ては、女系の子供も亦相續その他の權利を持つことがあつたが、併しその後は大體に於て父系が重んぜられ、男子が一般に優位にあつた。¹⁵⁾従て相續も男子相續が常態であつた。もし男子なきときは亡父の兄弟又は親戚がそれを繼ぐことになつた。尤もこれは捕囚前の状態であつた。捕囚後はまた初期の如く女子も相續することが出来た。¹⁶⁾

5) 出埃及記 20:12.

6) レビ記 20:9; 24:15.

7) Cross; p. 1 f. 創世記 29:21—30:24; 出 2:21 etc.

8) cf. W. R. Smith; Kinship and Marriage in Early Arabia, London, 1907, p. 202 f.

それから長子、が重んぜられたことについては、まづ初子は神のものと云ふ觀念があることを注意しなければならぬ。従て長子は嗣業として土地・財産等を受けることが出来た。けれども同時にまた神に獻げるものともなつたし、獻物と軍役との直接の責任を負ふものとされた。併しこの考が、イスラエル全體にあつてはレビ族を、²⁰⁾世界人類にあつてはイスラエル民族をば長子の位置に据えたと見る考へになつた。²¹⁾

(□) 夫婦——結婚前の男女の位置については、先述の様に、大體男子が優位にあつた。²²⁾これには比較的初期と捕囚後とに於て例外があつたが、併し男子が家族を代表するのが常態である。²³⁾

註 男女の地位の比較は、神殿に於ける贖ひの價格によつてもその一端を知ることが出来る。年齢一ヶ月より五歳までは男が五シケル、²⁴⁾女が三シケル。五歳より二〇歳までが男二〇シケル、女一〇シケル。二〇歳より六〇歳までが男五〇シケル、女三〇シケル。六〇歳以上は男一五シケル、女一〇シケルである。

結婚に際しては、血の純潔を重んじ、また財産を守るために外國人とは概して行はれなかつたが、併し初期には必ずしもさうとは云へない。²⁵⁾これが特に噓しく警戒されたのは捕囚後のことである。それと反對に近親結婚についても制限があつた。比較的初期の J・E 資料には制限は見出せないが、D 資料には父の妻・姉妹・義母等が禁止の範圍に擧げられてゐるし、P 資料には著しくその範圍が擴大されてゐる。²⁶⁾

結婚の形式は、一夫一婦を原則とし、理想とした。²⁷⁾併し初期にはその例外が極めて多い。多妻は沙漠地方また牧畜時代に於ては比較的多い。妾のない家はないとさへ云ふ。²⁸⁾これには母系家族の形態を残したところもあらうが異族の捕囚奴隷も多かつたことである。²⁹⁾また娼妓の如きもあつた。³⁰⁾また統治者は例外的に妻妾を多く認められたらしい。³¹⁾併しこれらの風習に對して極めて嚴肅な叫びが擧げられるやうになつたことは著しい。婦人の貞操については、結婚前は比較的自由であつても、³²⁾結婚後は極めて嚴重に要求された。³³⁾夫の位置は比較的高く、夫は主

9) H. Schaeffer; The Social Legislation of the Primitive Semites, 1915, Yale, p. 8. 10) Cross, p. 10.

11) 神名を“Jehovah” (Yahweh) とする前9世紀の中頃南ユダに出来た最古資料。

12) 神名を“Elohim” とする、前8世紀の中頃、北イスラエルに出来た資料。

(P³⁷) 妻は僕の如く、また妻が夫の財産と見なされたのは、丁度娘が父の財産と見なされた如くである。³⁷⁾

離婚は、夫の意思による。初期にあつては特別な規定も無い位であるが、後には記述があり更に後の P 資料にはまた無くなつてゐる。夫の遺産については、妻は全くこれから離れる。⁴⁰⁾ 子供があれば勿論それに移るが、⁴¹⁾ なきときは夫の兄弟または夫の側の最も近い親類、⁴²⁾ 或は同一屋敷内に住む者、⁴³⁾ 或は時に奴隷にさへ與へられることがある。⁴⁵⁾ そのみかは寡婦自身が、子供なきとき、遺産視せられて相続者に承継される場合が多い。

註 子供または兄弟なきとき、死者の財産を繼ぐものを *Gole* と云ふ。⁴⁶⁾ これは元來復讐者を意味する。即ち血の復讐は、遺された者の義務である (サムエル後一四・一一、申一九・六、一二、民三五・一九、二二、二五、二七)。かゝるところから轉化して、救手、贖手といふ意味になつた。そして遺された土地を贖ひ、併せて寡婦をも救済する意味で結婚することゝなつた。これは元來最近親者が行ふべきものであるが、少しく變つた形は、ルツ記に於けるボアズの地位がそれである。⁴⁷⁾

(ハ) 主僕——今まで述べたところは、凡て血族内の關係であつた。これが家族の中心をなすことは云ふまでもない。併しそれだけで終らない。でなほ從僕の如き者をも含むのが普通である。實際の家族生活は、かゝる經濟的、社會的な云はゞ外的關係にある他者をも、内面の生命へ聯關せしめてゐるからである。

イスラエルの家族にあつては、父と子の關係でも、夫と妻の關係でも、そこには秩序性といふものが著しく、從て垂直的な權威といふものが強く顯はれてゐる。このことは自ら血族を越えた主僕の關係に於ても見られることは云ふまでもない。併し逆に云へば、かゝる外的な主僕の關係でも、その内には親子・夫婦の關係に通ふところの愛の面が含まれてゐることを意味するのである。

主僕の關係は、雇人との關係を意味することも勿論であるが、主として奴隸との關係である。奴隸は定められたる期間自由を持たないで、主人の所有として働くのである。併し奴隸には二種あつて、⁴⁸⁾ 一時的と永久的とであ

13) 申命法典。前 7 世紀の中頃まで、捕囚前資料。

14) 祭司典。前 5 世紀の中頃、捕囚歸還後の資料。

15) Cross, p. 169.

17) 出、34: 19 etc.

16) Shaeffer, p. 57. 民數紀略

18) 出、22: 29.

27: 1—11; 36: 1—12.

19) 民、1: 4 ff.

る。一時的奴隸はまづ自らの負債の贖ひのため、また天災・饑饉によるもの、また親によつて賣られたもの、また親が奴隸であるもの、子供等。その期間は初めの頃は六年間であつた。⁴⁰⁾ 永久的奴隸は、一時的奴隸にして自ら希望するもの、又は外國の捕虜などである。また男女によつて分けるならば、男奴隸にして一時的のものは六年經つて解放されるとき、なほ獨身であればそのまゝ、以前から妻子があればそれと共に解放されるが、もしその間に結婚したことによる妻子は残さねばならぬ。蓋しそれは主人の所有だからである。併し奴隸がもし希望して永久奴隸となるならば、妻子とはそのまゝ繼續することになる。女奴隸は、主人より衣食を給せられ、性關係に入られる限りは生涯奴隸であるが、もし主人死なばその相續者に譲られる。もしまた主人の愛顧を受けることなければ贖はれることが出来るし、また衣食が給せられなければ自由を解放されると云ふ。⁵⁰⁾

かゝる奴隸の状態は、併し時代と共に餘程變遷したらしく、殊にその六年といふ期間については、以上述べたことは紀元前九世紀頃の規定であつて、後に前七世紀には單に理想として述べられたに過ぎない。⁵¹⁾ 前五世紀に下つては、五十年目に解放と云ふことになつた。⁵²⁾ 併しこれも實際に行はれたかどうか疑はしい。

併しイスラエルの家族を構成するこの主僕の關係は、極めて重要なものを含んでゐる。家族が單に自然的・血族的・內面的關係に於てのみ出来てゐるのではなくて、かゝる社會的・經濟的・外面的關係が中に這入り込むことが出来ると云ふことが重要なのである。間接的・距離的なものを含むといふ性格が特徴なのである。主僕の關係が、所謂奴隸との關係ではあつても、比較的溫い關係を持つたであらうと考へられる。例へば奴隸を家族の中に數へ、時には養子とし、これに嗣業を譲つたと云ふ如き。かゝる垂直の關係が、イスラエルの家族の中には、親子は勿論、夫婦の關係にも泌み込んで見られると云ふことが出来る。それは權威といふことである。權威は權力ではない。この權威は、それこそ神ヤハウェとの關係に根據付けられてゐることを思ふのである。要するに、ヤハウェとイスラエルとの關係が、最も素朴に且つ具體的に示されたのは、家族の構成に於てである。

20) 民、3:41.

23) レビ、27:2-7

26) 創、26:34 f.; 7:1-3.

21) 申、32:9.

24) 神殿税としての一シケル

27) 申、27:20, 22, 23.

22) Cross, p. 39, 54.

25) 民、12.

28) レビ 18:6-18.

(二)國家の構成。イスラエルの國家は、まづヤーウエ神との契約に於てであると云ふことは、家族に於てよりも以上に明かに示される。そこで自ら國家を構成するものは、第一に宗教的なことにたづさはるもの即ち祭司や預言者が置かれる。第二に政治的なことをなすものとして王と役人とが擧げられる。そして第三には民衆一般（それは更に牧・農・商・工等に分けられる）第四に奴隸があつた。併し越え難き階級(caste)ではな³⁷⁾。

まづ祭司はレビ人の出でなければならぬ。即ち一定の家柄と地位とを持つた。彼らはモーセの頃から既にあつたとも云はれるが、士師時代には地方の農村的部落にあつて祭祀にたづさはつてゐた。それが後にはエルサレムの神殿を中心にして、國家的祭祀に専らたづさはる様になつてからその勢力は大きくなつた。預言者は、先述の如く、祭司の様な定つた身分を有せず、初めは祭司を助けて主として靈的な業に従つた。併し彼らは諸族を激勵し、王を助け、社會に勸告を發する等の任務を果すやうになつてからは、非常に重要な役割をなすものとなつた。王は政治上の統治者ではあるが、その初めは士師の如くであつた。これは亦軍政をも統べた。當時の王權は極めて強く、種々の特權を有した。殊に諸役人を使つて租税の取立は勿論、商業の獨占までもやるに至つた。國民の中には未だ牧畜業者もあつたが、漸く農業に従ふものが多くなつた。前八世紀の頃までは不在地主はなく、自作が多かつた。商業は殆んど營むものなく、主として外國人によつて行はれてゐた。併し後にはやがて商業にたづさはるものも出て來た、併しそれはイスラエル國に於て多く、南のユダ國には少かつた。工業については殆んど見るべきものなく、ペリシテ人邊りの借物であつた。要するに、統一王國時代にあつては「イスラエルの經濟生活の根柢は、小さき田園の農夫であつた」と云ふことが出来る。

併し後には、即ち後期王朝或は南北朝時代に至るに及んでは、著しく狀態を異にして來た。國家的變動の時期には、天災・地變も多く、小農・奴隸の困憊、金貨の跋扈、商業貴族の出現、富貴階級の贅澤、不正なる裁判等々現はれ、預言者によつて強く批判され警告されるに至つた。預言者のかゝる警告の根據は何處にあつたか。祭

37) Cross, p. 151. 出 21:7; 民 30:3—8.

38) J. E. 資料にはない。サムエル前 25:40.

39) 申 3:1; マラキ書 2:14—16.

40) Shaeffer, p. 20.

41) 創 49:3; 35:22; サムエル後 16:21; 列王紀略上 2:13.

司達の祭祀の意義は抑々何であつたか。それはイスラエルが神の契約の民であるといふことであつた。王の統治も亦これを現すものでなければならなかつた。そこで色々な形に於てその契約を表現し、維持し様としたのであるが、こゝに國家の形態を見ようとするに當つて自らその法制について見るのが適當である。

(三) 法制。聖書に現れたものの中、特に人事的・社會的法規を中心にして概要を述べよう。

(イ) モーセ十誡——十誡の原語 (ashereth haddabarim) は十語を意味するから、多分その原形は極めて簡單なものであつたらう。殊にそれが二枚の石に書かれたと云ふのであるから。併しこの原形は今正確にはわからない。多分次の如きものに近かつたらう。

(一) 汝わが面の前に(我の外)何物をも神とすべからず、(二) 汝自己のために何の偶像をも彫むべからず、^(註) (三) 汝の神の名を妄りに口にあぐべからず、(四) 安息日を覺えて聖くすべし、(五) 汝の父母を敬へ、(六) 汝殺す勿れ、(七) 汝姦淫する勿れ、(八) 汝盜む勿れ、(九) 汝虚妄の證據を立る勿れ、(一〇) 汝その隣人の家を貪る勿れ。

註 第一及第二誡については色々な見解がある。例へば第一を「我ヤーウェは汝の神なり」、第二を「汝は他の神を持つべからず」とするもの、⁽¹³⁾ またその第一を序となし、その第二を第一となし、第二を「汝自己のために何の偶像をも彫むべからず」を置くもの等がある。併しもし十誡を十語とすれば、第六、七、八、九誡以外は少し長過ぎるので、何れ後世の附加があるものと見られてゐる。

右の十誡の中、第一から第四までは純然たる宗教規定であるが、それ以下は倫理的・社會的規定である。かゝる區分の傾向は、爾後の法規・法典に踏襲されてゐる。この十誡がモーセの作であるか否かについては議論があるが、その根本的觀念はモーセのものであつたらうし、それに後世の附加が若干あつたと見るのが適當であらう。

(ロ) 契約法典——十誡が沙漠に於ける牧畜を背景にした法であるとすれば、これは農業をも背景の中に加へたも

42) 民 5:9.

44) 民 25:5—10.

46) Shaeffer, p. 66 ff.

48) T. H. Robinson, A. History of Israel, I, Oxford, 1932, p. 321.

43) 民 27:10, 捕囚後は娘も導入る。

45) 歴代史略上 2:34 箴言 17:2.

47) ルツ記 4:5—10.

のであると云ふことが出来る。これが十誠の精神を承け繼いだものであることは云ふまでもないが、更にバビロニアのハムラビ法典¹⁴⁾の影響を受けてゐることが知らされてゐる。故に士師或は王朝の初期時代のものであらう。

この契約法典は、聖書に所謂「契約の書」¹⁵⁾即ち出埃及二〇・二三—二三・三三及び同三四・一三—二六に於て示されるものである。前者はE資料、後者はJ資料であるから、時代的に云へば後者の方が古い。併し共にその背景は農業的であるが、牧畜的なものも多く残つてゐる。これらからして、宗教的規定と社會的規定とに分けるならば、

(i) 禮拜規定——(一)汝は他の神を拜すべからず(出三四・一四)、(二)汝は鑄ける神を作るべからず(同三四・一七)同二〇・二三)、(三)汝は酔入れぬパンの節禮を守るべし(三四・一八—二三・一五)、(四)胎を開くものはすべて我のものなり(三四・一九—二三・三〇)、(五)汝は汝の首子に向へ(三四・二〇b)、(六)汝は聖日を守るべし(三四・一二—二三・一二)、(七)汝わが犧牲の血を酔入れしパンと共に獻ぐべからず(三四・二五—二三・一八)、(八)わが節筵の脂を翌朝まで残しておくべからず(三四・二五—二三・一八)、(九)汝の地に初めて結べる實の初を汝の神ヤーウエの室に持ち來るべし(三四・二六—二三・一九a)、(一〇)汝山羊・羔をその母の乳にて煮るべからず(三四・二六—二三・一九b)。

(ii) 社會規定——これが項目のみを挙げれば、(一)奴隸に關する規定(出二一・一—二一・一七)イ男奴隸に關するもの、ロ女奴隸に關するもの。(二)生命保護に關する規定(二一・一二—二一・二七)イ暴力に關するもの、ロ人による傷害、ハ家畜による傷害。(三)財産(所有權)に關する規定(二一・三三—二一・二七)イ家畜の損害、ロ田畑の損害、ハ委託物の損害、ニ借物の損害、ホ處女の誘拐(處女は父の財産である)。

(ハ) 申命法典——これが記述の年については色々の説があるが、一般には前七世紀頃とされる。¹⁶⁾これが後に前六二一年に發見されてヨシユア王の宗教改革に資せられたものとも云ふ。これは聖書申命記の主たる部分(第十二章—廿六章)を占める。その大綱は、

- (一) 宗教法(一一・二—一七・七)、(二) 公職(一六・一八—二〇・一七・八一—一八・二二)、(三) 裁判法(一九・二一—一九・四)軍規

49) 出 21:2; 申 15:12. 50) 出 21:7—11.
52) レビ 25:10. 1) Robinson, p. 174.
2) 黒崎幸吉氏編、「舊約聖書略註」五一頁。
3) エゼキエル書 47:21—48:35. cf. H. Schaeffer, p. 205.

51) 申 15:12—18.

(二〇)、(五)家族法(二一・一〇一・二二)、(六)雜法(二一・二二・二二・二三)、(七)不貞への反對法(二一・一三・三〇)、(八)除外法(二三・一・一八)、(九)各種儀式と博愛法(二三・九・一二・五・四)、(一〇)雜法(二五・五・一九)、(二)祭祀的儀式(二六・一・一五)。

この申命法が諸法典中、最も内容豊富で、またよくまとまつてゐる。いま詳しく述べる事が出来ないが、大體に於て、商業的、背影が見えて來たこと、比較的寛容であること、預言者の影響があること、要するに文化の程度が比較的高いことを示してゐる。

(ニ)聖潔法典——申命法典ほどまとまつてはゐないが、神の神聖性について特に明かにしたものとして聖潔法典があつたと云はれる。併しこれは聖書の各所に散つてゐる。レビ記一七・二六、出埃及三一・一三・一四a、民數紀略一〇・九及び一五・三八・四一。その内容は、契約法及び申命法の初めの部分によく似てゐるし、それらより後に出來たものであり、また兩者の影響を受けたものであると云はれる。

(一)凡ての犠牲は聖壇にて行はるべし(レビ一七・一・九)、(二)誰人も動物或は鳥の血を食ふべからず(同二一・一六)、(三)性關係の制御(レビ一八・六・一二・三、二〇・一〇・二二)、(四)道德的・宗教的法(同一九・二・三・六)、(五)モロク崇拜の禁止等(同二〇・一・九)、(六)祭司の守るべき法(同二一・一・二三、二二・一・一六)、(七)犠牲獸に關する法(同二二・一・八・三〇)、(八)定め祭りに關する法(同二三・一・〇・二〇、二九・四・三)、(九)主たる罪(二四・一・五・一二)、(一〇)安息の年に關する法(同二五・二・七、一七・二・二)、(二)偶像崇拜及び聖日破壊の禁止(同二六・一・二、出三一・一・一三、一四a)、(三)衣服の隅に總を付けること(民數一五・三八・四一)。

なほこの外に、理想法典²⁰⁾を擧げるものがある。これはエゼキエルの幻である。²¹⁾恐らくは前二三〇年頃のものであらうと云ふ。その内容は、

(一)神殿の計劃と設備(四〇・一・一四・二・二〇)、(二)神殿及聖壇の使用に對する規定(四三・五・一・二七)、(三)祭司とその役目に關する規定(四四・一・一三・二)、(四)神殿と各支族への土地の割當(四五・一・一八、四七・一・三・四八・三五)、(五)裁判の實施(四五・九・一

4) Robinson; p. 321.

5) 拙稿、「古代猶太共同體の成立」經濟論叢 昭和16.9月號。

6) Robinson, p. 313.

7) ibid, p. 317.

8) アモス書 6:3 以下。イザヤ書 5. ミカ書 6.

(二)、(六)犠牲と献納とに對する規定(四五・一三—二五、四六・一九—二四)、(七)王の献納及王領處分に對する規定(四六・一一—一八)これらは殆んど神殿・祭祀に關するものである。かゝる律法的傾向は、結局次の法典を生んだ。

(ホ)祭司法典——これは多分西紀前五世紀半頃に祭司等によつて編纂されたものである。その内容は從來の諸法より引照も多くしてゐるし、中でも聖潔法典の影響が最も大きい。それに祭司への教訓や律法が加つたのである。その性格は所謂律法的なもの、最も濃厚なもの、實踐的に徹底したものを示す。従て宗教法が多いが、特に世俗法に關するものゝみを取り出せば、

(一)家族について、姦通(民五・一一—三二)、男女捕虜の取扱、外國人、奴隸、逃亡の町等(同九・一四、一五・一四、一五、三五・九—三四)、(二)財産について(レビ六・一一七、民五・五—九)、(三)相続について(民二七・八一—一、三六・一一—一二)、(四)裁判及統治について、殺人、逃亡の町、保證(レビ五・一、五、六)、(五)戦争について、兵士、捕虜、衣類、戰利品、税。(六)人口調査について、(民一・一一—四六、出三〇・一一、一六、民三・一四—三〇、同四・一一—四九・同三・四〇、五一、同八・一四—三〇)、(七)土地の分配(民二六・五—二五)。

以上を以て古代猶太の國家的共同體の持つてゐた諸法規の大體を示したのである。

三 教 團

(一)被統治と教團。イスラエルの統一王國が分裂して南北二王朝となつたのは前九三六年、北イスラエル王國がアツシリヤに滅されたのは同七二一年、ユダ王國がバビロンに滅ぼされたのは同五八六年。かくてイスラエルの主たる者はバビロンに捕囚になつた。この前後からして國の状態は激變した。イスラエルは所謂捕囚の民となつた。彼らは如何にバビロンの統治の下にあつたであらうか。彼らの數は總て四、六〇〇人位とも云ふ⁹⁾。その數

9) 申 10:4. 淺野、「聖書と民族」四〇頁。

11) 出 20:2—17. 申 5:7—21.

12) J. M. P. Smith; The Origin and History of Hebrew Law, Chicago, 1931, p. 6.

13) 黒崎、「舊約聖書略註」二七七頁。

10) 出 31:18; 32:15.

は多くなくとも、何れも重だつた役人・軍人・學者・工作人等であつたのである。彼らは主としてシエバル河の邊りに散在したが、²³⁾或者は農業を、或る者は工業を、或る者は商業を営んだ。農村のみならず、市中にも在ることが出来た。比較的自由な境涯にあつたらしく、故郷パレスチナは勿論その他とも文通などしたらしい。その中には政治家として、また金持として成功したものもある。かゝる捕囚時代は凡そ四十年間である。これを第一期としよう。

再びパレスチナに歸還したのは前五三八年頃と云はれる。併しそれ以後はペルシアの統治下にあつた。これを第二期とすれば、その間は大凡二百年、次の第三期はアレキサンドリアに征服せられた前三三二年以後で、所謂ギリシア時代が初まる。これは約二百七十年計り続く。その間に或は埃及にシリアに従つたこともあるし、またマカベウス戦争によつて獨立せんとしたこともある。がその後にはまたやがて羅馬に征服された。それは前六三年であつて、それから紀元後七〇年のエルサレム陥落までの百三十三年間が、最後の第四期に當ると思ふ。

これらの四つの時期、六百五十年に亙る期間に、イスラエルは所謂猶太人としての性格を遺憾なく濃厚に形造つた。捕囚・支配・離散の中に、特異なる存在となつた。かゝる悲運の中に、國を失ひ、民は執へらるゝといふときには、普通の國家や民族ならば殆んど滅亡するであらう。従て北イスラエル王國の十族がアツシリアに捕囚された後はその跡を絶つたと云ふ。然るに何故ユダ族のみはその國を滅ぼし外國に統治せられつゝもなほ、その民族を維持し得たのであるか。そこに彼らの共同體が持つ特に強い宗教的、性格を考へざるを得ない。それは教團と云ふ宗教的共同體を持ち續けたからだと思ふ。

(二)教團の構成。捕囚期並に歸還期に於ては祭司と共に預言者が彼らの指導的地位を占めたことは、例へばエレミヤ、エゼキエル、第二イザヤ等を見れば明かであるが、希臘時代に至つてからは祭司制が明かに確立された。¹⁴⁾所謂サンヘドリーム(Sanhedrin)であるが、これが當時の國民生活の實際的指導者となつた。それは主として神殿

14) Hammurabi, 2123-2081 B. C.

16) 出 24:7.

18) 例之、A. C. Welch, the Code of Deuteronomy, London, 1924によれば、前10世紀頃とされる。

17) 出 21:1-22:17.

19) Smith, p. 39.

15) Smith, pp. 17, 181 f.

20) Smith, p. 93.

に於ける大祭司並に祭司的貴族と教義を教うる學者達とによつて出来てゐた。このサンヘドリムの上には、純然たる政治機關としてまづ猶太の王がある。またその上に統治國の總督がある。王は併し極く形式的のもので、云はゞ傀儡に過ぎない。これは民衆の味方ではない。そこでサンヘドリムは、全く宗教的な政治府であるに過ぎないが、實際には民衆の信頼を受け、生活の中心であつた。司法權の如きも、元來宗教上のことに限られてゐたものが、漸く廣くなつたやうである。それは精神的王國の憲法ともなつて、ユダヤ地方のみならず、猶太人の在るところ總べてに及ぶやうになつた。宛ら外なる王國としての羅馬の法に對する如く。そして首掌たる大祭司は“priest”と共に“prince”をも稱された。²¹⁾

これを構成する祭司は、エルサレムに在るレビ人の出である。從て、身分と職分とを持つてゐる。その任期は多分終身である。祭司の家系は二十四に分れてゐた。その各々はまた五乃至九の家に分れる。²²⁾それには皆職分の相異がある。これらの中最も重んぜられたのはアロン系祭司で、こゝから大祭司が出ることになつてゐる。この外になほ教義、律法を研究し且つ教授する學者又は教師がある。祭司の多くはサドカイ派に屬し、學者・教師は多くパリサイ派に屬する。前者は保守的・形式的であるに對し、後者はやゝ進歩的・解釋的であると云ふ點が比較される。²³⁾かくてサンヘドリムは形式的には祭司の下にあるが、實力は學者の側にあつた。兩者の數は時によつて異なるが、四十五人乃至七十一人位である。併し實際にはその中の十人位が實力を持つた。²⁴⁾

これらの人々によつて掌られた民衆の生活の中心は、自ら神殿であつた。殊にエルサレム神殿に禮拜が集中せられるに至つてからなほさうである。こゝに詣り、こゝに祈り、こゝに犠牲を獻げること無上の光榮とした。平時にあつてより親しく宗教的行事をなし訓練を受けるのは、會堂(“keneseth”) (synagogue) に於てであつた。これはパレスチナの各都市に於て少くも一つはあつた。後期には、ユダヤ人十人居るところ必ず一會堂を設

21) エゼキエル書 40—48.

1) Robinson, p. 453.

3) エレミヤ 29: 5—7 etc.

5) Robinson, II. p. 44.

22) Smith, ibid.

2) エゼキエル I: 1, 3.

4) ネヘミヤ記。

くべしとなつた。¹¹⁾こゝに於て祈禱をなし、聖書を學び、説教を聴き、救貧事業を行ふのであつた。も一つの集合の場所は、學校である。これは主として前記の學者・教師等によつて聖書及び律法が教へられるところであつた。そして更にもう一つは市場であつた。

サンヘドリムを中心とするかゝる二つの傾向——サドカイ派とバリサイ派——の外に、なほ民衆の中に政治的獨立を叫ぶものと、反對に禁欲的・修道院的なエッセネ派¹²⁾の如きがあつた。殊に後者は顯著なものであつた。後期には約四千人もの人があつて、各都市に見られたと云ふ。だから洗禮者ヨハネの出現も決して突然ではなかつたのである。

(三)世界性。外國の壓迫・捕囚・支配・離散の運命の中にイスラエルがなほ持續し得た所以のものは、內的に確に教團であつたからである。宗教的共同體としての結成である。併しなほそれと同時に彼らが世界性を持つたといふことにもよる。イスラエルの宗教が選民意識を確立すると共に世界救済を責任としたところに既に示されたが、なほ彼らの生活環境が眞に止むを得ずして、國際的となつたからである。元來牧畜の民である彼らが、農業をなし、商業の民となり得たのは容易でなかつたのである。然るに捕囚以後は彼らの商業性が發揮された。こゝに彼らの國際性又は世界性が養はれたのである。(一六・四・一〇)

6) E. Schürer: A History of the Jewish People in the Time of Jesus Christ, E. T., Edinburgh, 1924 (2), II 1, p. 163.
7) Schürer, p. 185, 195. 8) ibid, p. 221.

9) Schürer, II 2, p. 12 ff.
10) ibid, p. 176.
11) ibid, p. 73.
12) ibid, p. 192 ff.